

平成27年度 「事務の共同実施」 実施計画書

市町教育委員会名

宇部市教委宇委員会

(学級数・児童生徒数等は平成27年4月見込で記入)

区分	学 校 名	学級数	児童生徒数	教職員数	内事務職員数	備考
拠点校	宇部市立 上宇部中学校	18	475	35	3	
連携校	宇部市立 東岐波小学校	25	704	36	1	
	宇部市立 西岐波小学校	23	625	33	1	
	宇部市立 恩 田小学校	21	597	28	1	
	宇部市立 上宇部小学校	23	641	38	2	
	宇部市立 岬 小学校	10	193	19	1	
	宇部市立 見 初小学校	9	112	14	1	
	宇部市立 琴 芝小学校	16	366	24	1	
	宇部市立 神 原小学校	14	276	19	1	
	宇部市立 新 川小学校	17	403	27	1	
	宇部市立 鶺ノ島小学校	10	186	15	1	
	宇部市立 藤 山小学校	22	608	31	1	
	宇部市立 厚 南小学校	19	553	30	1	
	宇部市立 原 小学校	13	259	18	1	
	宇部市立 厚 東小学校	6	55	10	1	
	宇部市立 二俣瀬小学校	5	37	10	1	
	宇部市立 小 野小学校	4	29	8	1	
	宇部市立 常 盤小学校	18	454	26	1	
	宇部市立 小羽山小学校	14	347	22	2	
	宇部市立 西宇部小学校	14	327	21	1	
	宇部市立 川 上小学校	22	592	31	1	
	宇部市立 黒 石小学校	21	567	28	1	
	宇部市立 吉 部小学校	4	25	8	1	
	宇部市立 万 倉小学校	4	37	8	1	
	宇部市立 船 木小学校	11	210	17	1	
	宇部市立 東岐波中学校	16	382	28	1	
	宇部市立 西岐波中学校	18	507	34	1	
	宇部市立 常 盤中学校	18	463	31	1	
	宇部市立 神 原中学校	9	195	21	1	
	宇部市立 桃 山中学校	14	347	26	1	
	宇部市立 藤 山中学校	17	468	28	1	
	宇部市立 厚 南中学校	17	456	30	1	
	宇部市立 厚 東中学校	3	60	10	1	
	宇部市立 小 野中学校	4	14	11	1	
宇部市立 川 上中学校	13	321	22	1		
宇部市立 黒 石中学校	15	387	26	1		
宇部市立 楠 中学校	8	168	16	1		

1 加配の必要性、目的について

教員が教育活動に専念できる環境整備に向けた事務処理体制づくり、質の高い正確な事務の提供及び事務職員の学校運営への積極的な参画による学校の総合力の向上を推進する次の(1)~(4)項を市内全小中学校が同一歩調で取り組むために、共同実施事業の継続的な周知、実施内容の企画立案、組織内における連絡調整等の業務を担う運営責任者2名の加配が必要である。

- (1) 学校事務のシステム化による教員との協働事務処理体制づくり
- (2) 既存事務における処理の適正・効率化に向けた改善
- (3) 事務職員の資質能力向上、次世代事務職員のキャリア形成を図る研修の実施
- (4) 新規採用・臨時的任用・若年事務職員に対する校内事務処理の平準化を図る支援

2 加配後の効果・成果について

- (1) 共通する学校事務について、処理手順のシステム化による教員との協働処理体制づくりを行うことにより、既存事務処理の適正化、効率化、統一化等に向けた事務改善が推進され、教員が教育活動に専念できる環境整備、事務職員の学校運営への積極的な参画が図れる。
- (2) ミドルリーダーとなる中堅事務職員の資質能力向上、キャリア形成等を図る研修をより充実させ、継続的に実施をすることにより指導力の向上が図れ、今後増加する新規採用事務職員の育成及び臨時的任用事務職員に対する適切な支援が可能となる。
- (3) 共同実施事業の目的、実施内容を管理職等に説明し、校内における取組の推進に対する理解、協力を得ることにより、事務職員が主体的に取組を進めるための環境が整備されるとともに、教員との連携を図り学校全体で取組を行う共同実施事業の定着化が図れる。

3 具体的な取組について

(1) 事務部門の強化対応に係る取組(教員が教育活動に専念できる環境整備のための事務処理体制づくり)

- 教員との連携が必要な学校事務について、処理手順・方法の市内統一化、説明資料・様式等の共通使用による処理の適正化、効率化を図るとともに、各学校における教員との協働処理体制づくりを支援する等、学校事務のシステム化に向けた取組を行う。

(2) 事務処理の適正化、効率化、統一化に係る取組(学校事務の適正かつ効率的な執行)

- 事務職員定例業務における事務処理の統一化に向け、各学校から集約した校内様式、作成資料、事務処理ソフトの共有化及び定着化に向けた活用促進に取組む。
- 適正かつ効率的な処理が図れていない事務について、各ブロック共同実施会での協議、市教育委員会担当課との協議を行う等、その課題解決を図る取組を行う。
- 備品購入見積りの一括依頼、訪問支援による諸手当関係書類等の確認、照合を行う。

(3) 事務職員の学校運営への積極的な参画に向けた取組(学校の総合力の向上)

- 学校運営に事務職員が積極的に参画できるよう管理職に理解、協力を依頼するとともに、事務職員に対しては資質能力向上を図る研修の実施により、参画意識を高めていく。
- 若年・中堅事務職員に対するキャリア形成・指導力向上を図る研修、新規採用・臨時的任用事務職員に対する実務を中心とした初任者育成を図る研修を実施する。

4 教育委員会や地域との組織体制について

- (1) 学校全体での取組として共同実施事業を定着させるために、教職員に対する周知を市教育委員会が主体的に行い、拠点校及び校長会等関係機関と連携した取組を推進する。
- (2) 共同実施事業の情報配信について、各連携校と共同実施Webページとのリンクを行い、地域、保護者が閲覧できる環境の整備を行う。

5 実施の充実・拡大への課題について

- (1) 共同実施組織の運営責任者となる次世代事務職員の人材育成及びそれを見据えた人事異動による配置が必要である。
- (2) 管理職、事務職員に対して、共同実施は事業として取り組むべき公務であるとの認識をもたせる等の指導が必要である。また、全県で共同実施事業の取組を推進するために、県教育委員会主導による全教職員への意義・目的の周知に向けた取組が必要である。
- (3) 共同実施事業の充実化に向けて、業務推進に適した部署(共同実施推進室等)の設置及び運営責任者が主体的に業務を行うための権限付与(手当認定権等)を検討する必要がある。
- (4) 全県実施の定着化を図るために、県内共通の運営・取組が行われるよう将来的な共同実施運営の在り方等を「事務の共同実施推進委員会」等で検討する必要がある。
- (5) コミュニティ・スクール運営への事務職員の積極的な関与が求められているため、「地域」と「共同実施事業」を結びつける全県的な小中学校連携を活かした取組が必要である。